

情報公開文書

未実証医療審査委員会で承認された治療法

適応外使用する 医薬品等の名称	検査・手術後の子宮頸部からの出血に対する、50%過クロール鉄の使用
本医療の 対象となる方	検査・手術後の子宮頸部からの出血がある患者
承認日	令和5年4月12日
実施期間	令和5年4月12日以降
概要	<p>【添付文書に記載された使用方法】</p> <p>医薬品としての添付文書はありません。試薬(50%過クロール鉄)を治療(止血)目的で院内製剤として調整しています。</p> <p>【適応外となる使用方法】</p> <p>塩化第二鉄(試薬)を注射用水で50%に希釈し、綿棒あるいはガーゼに浸し、子宮腔部の出血部位に塗布します。</p> <p>【適応外使用する理由・根拠】</p> <p>検査後や術後の子宮頸部からの出血などに対しては創部へのアルト原末(アルギン酸ナトリウム粉末)撒布が保険適用になっておりますが、止血効果が不十分な場合が多く見られます。一方50%過クロール鉄による止血は簡便に行うことができ、多量の出血でない限り止血効果が高いため、まず最初に50%過クロール鉄による止血を行い、不十分な場合にはアルト原末を使用します。</p> <p>【想定される不利益】</p> <p>50%過クロール鉄を子宮頸部に塗布による副作用の報告はありません。</p>
本医療の 承認について	本医療の実施は院内規程に基づき、審査、承認しています。
本医療について ご了承いただけない 場合	本医療について、あなたまたは代理人の方にご了承いただけない場合は下記連絡先までお申し出ください。
連絡先	〒260-8717 千葉市中央区仁戸名町 666-2 千葉県がんセンター 医療の質・安全管理部 電話番号：043-264-5431 (代表番号)